

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

上記審査請求人が、平成26年2月10日付けで提起した西宮市福祉事務所長の生活保護開始決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

西宮市福祉事務所長が平成26年2月7日付けで審査請求人に対して行った保護開始決定処分を取り消す。

審査請求の趣旨及び裁決の理由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、西宮市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成26年2月7日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものです。

第2 審査請求の理由

本件審査請求の理由として、請求人は次のとおり主張しているものと解されます。請求人は、平成26年1月9日に、処分庁に対して生活保護の申請を行ったが、処分庁は、借家の賃貸借契約における名義人が、請求人の娘の夫である（以下「借主」という。）であり、請求人でないことを理由に、住宅扶助を支給しないとの決定を行った。

しかし、当該借家の賃料は、実際に居住している請求人が当然に負担すべきもの

であり、賃貸借契約の名義人と請求人の間においても、その旨の合意がなされている。このため、処分庁の決定は違法であり、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

第3 当庁の認定した事実及び判断

1 当庁の認定した事実は、次のとおりです。

(1) 請求人は平成26年1月9日、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護申請を行ったこと。

(2) 平成25年11月25日付け「建物賃貸借契約書」によると、「賃貸人（貸主）
（以下甲という）と賃借人（借主）
（以下乙という）との間に表記賃貸借物件（以下「本物件」という）について、次の通り賃貸借契約を締結する。」として、「物件表示」において「物件所在地
、名称・区分
」、「入居者等」において「氏名
」、「第5条【転貸等の禁止】（中略）②乙は本賃貸借物件の全部又は一部を転貸、又は賃借権の譲渡等、甲の迷惑となる一切の行為をしてはならない。」と記載されていること。

(3) 平成26年1月9日付け「合意書」によると、「1 甲は、乙に対し、
（以下、「本物件」という。）
について、月額賃料（共益費を含む）38,000円で貸し渡した。」、「甲（貸主）
」、「乙（借主）
」と記載されており、甲と乙それぞれの押印がなされていること。

(4) 「新規開始ケース記録」によると、「居住地又は現在地
」（以下「本件借家」という。）、「9 住居の概要」として「実際家賃38,000円、認定額38,000円」、「入居日 H25年11月25日」、「三女の夫名義のため住宅費非計上」、「15 面接員（担当員）の意見及びケース取り扱い上の留意点」として「主宅の名義は三女の夫の名義で契約しているため、名義変更しない限りは住宅費は非計上とする。」と記載されていること。

(5) 処分庁は本件処分について、平成26年2月7日付けで請求人に通知したこと。なお、同通知書によれば、同年1月9日を開始年月日として、「保護の種類及び扶助額」について「生活扶助 39,478円、住宅扶助 0円、冬季加算 3,040円、合計 42,518円」と記載されていること。

2 当庁の判断は、次のとおりです。

(1) 法第8条第1項によれば、生活保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされており、



同条第2項によれば、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬ。」とされています。

(2) 法第14条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされています。

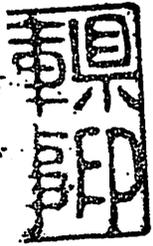
(3) 厚生労働省社会・援護局長通知（昭和38年4月1日社発第246号）第7-4-（1）-アによれば、「保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であつて家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」とされています。

(4) これらを本件についてみると、当庁の認定した事実（2）及び（4）のとおり、請求人は本件借家に平成25年11月25日から入居しており、本件借家における居住の事実が確認できます。

このため、（1）及び（3）により、本件借家の家賃について需要が生じていると認められる場合に、住宅扶助を支給することとなりますが、ここで、請求人から処分庁に対して、当庁の認定した事実（3）のとおり、「合意書」が提出されています。この合意書においては、請求人は借主との間に、賃料を借主に対して支払う旨の契約を締結している旨が記載されており、請求人は処分庁に対して、本件借家の家賃にかかる需要を主張しているものと考えられます。この賃料の支払いを、請求人が借主に対して実際に行っているという事実は、当庁において確認できませんでしたが、処分庁が支払いの事実を確認するための何らかの調査を行った事実も確認できませんでした。請求人からの主張に対して、何らの調査も行っていない以上、請求人の主張を否定する理由はありません。

(5) なお、処分庁は弁明書において、「賃貸契約書第5条第2項に記載のあります『転貸等の禁止』に明らかに抵触するものと当所は考え、家主に合意の上、このような合意書を交わしたとは考えにくいと判断しました。」、「賃貸契約書第5条第2項に転貸の禁止の記載があることから、添付書類にある『合意書』は無効と思われます。」と記載しています。これは、所有者と借主との賃貸借契約に「転貸等の禁止」にかかる条文があり、借主と請求人の間の契約はこの転貸に該当するため、本件借家の家賃は、住宅扶助の支給対象とならないと主張しているものと考えられます。

しかし、当庁の認定した事実（2）のとおり、賃貸借契約書に入居者として請求人の氏名が記載されており、このことについて請求人は、審査請求書において、「契約書が[REDACTED]であるが、実際の入居者が審査請求人であることは、賃貸借契約書にも記載のとおりであり、家主も承諾のうえのことであった。」



と主張しています。処分庁は弁明書において、「家主も承諾のうえのことであつた。」という部分について「不知」と主張していますが、当該記載内容からは、請求人が本件借家を使用することについて、所有者が把握し、また、承諾していたものと考えざるを得ません。さらに、このことから、請求人が本件借家の家賃を負担し、借主に支払うことについて、所有者が承諾していることも相当程度に推測されるところであり、請求人は反論書において「そもそも、以上のような契約締結の経過からすれば、請求人が実際の賃料を負担することについては家主も了解していたものであり、そのことは、賃貸借契約書に入居者として請求人の指名の記載があることから明らかである。」(原文ママ)と主張しています。このため、処分庁が前述の主張により本件処分を行うのであれば、所有者に対して、本件借家の請求人による使用について、必要な調査を行うべきところですが、処分庁がそうした調査を行った事実は確認できませんでした。このため、必要な調査を何ら行わず、推測により行われた処分庁の主張には、理由がありません。

- (6) また、法第4条第2項によれば、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」とされています。
- (7) 法第77条第1項によれば、「被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる」と、同条第2項によれば、「前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。」とされています。
- (8) 厚生労働事務次官通知(昭和36年4月1日厚生省発社第123号)第5によれば、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。」とされています。
- (9) 処分庁は弁明書において、「審査請求人は賃貸契約書上の乙の妻(審査請求人の三女)の看病のために現住居に居住しており、乙は審査請求人の絶対的扶養義務者ではないものの、㊦第5-1-(1)-イ-(イ)に記載の「過去に要保護者から扶養を受ける等特別の事情がある相対的扶養義務者」にあたると思われる(乙は過去審査請求人の所有する家に住み、かつ金銭的な援助も受けていたため)、また審査請求人の三女の夫であることからしても、審査請求人宅



の賃料を負担することは援助の一環として妥当なものではないかと考えます。」と主張しています。これは、借主が本件借家の家賃を請求人に替わって負担することが、(6)の扶養義務者の扶養に相当するとの主張であると考えられますが、借主が請求人に対する扶養を行うことに同意したという事実は確認できず、また、このことについて処分庁が調査を行った事実は確認できませんでした。従って、処分庁の主張は推測に過ぎません。

このため、請求人に対する扶養を、処分庁が借主に対して求めるのであれば、処分庁と借主の間で協議を行い、さらに協議が調わない場合は、処分庁は(7)による申立てを家庭裁判所に対して行うべきであり、処分庁が一方的に扶養の程度を決定してよいとの定めは、法及び法に係る通知にはありません。しかし、処分庁が当該申立てを行った事実は確認できないことから、本件借家の家賃の、借主による負担が、扶養義務者による扶養に相当するとの処分庁の主張には、理由がありません。

以上のことから、本件処分は、処分庁の判断に重大な瑕疵があると認められますので、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定を適用して主文のように裁決します。

平成26年 5月28日

兵庫県知事 井戸 敏

